

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第35回）開催結果概要

1 日時

平成22年6月18日（金）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高口秀章，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，野間万友美，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第一課長，本田能久総務局参事官，
朝倉佳秀民事局第一・三課長，河本雅也刑事局第一・三課長，
春名茂行政局第一・三課長，小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 本日の進行について

（高橋座長）

- 本日は，第32回検討会で確認されたとおり，裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策について，フリーディスカッションを行いたい。なお，前回及び前々回と同様，まず，施策の御提案のある委員から，ひととおりまとまった御提案をいただいた後に，適宜意見交換していただきたい。

イ 裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策について

（秋吉委員）

- まず，裁判官等の人的態勢に関する施策について述べると，近年，過払金事件の増加に伴い全国的に民事訴訟事件が急増している。例えば，東京

地裁本庁では、平成21年の新受件数は平成17年の1.7倍に増加し、現在の民事裁判官1人当たりの新受事件数は月平均50件程度、手持ち事件は平均で270件超と高い水準にある。

このように、裁判官は多数の事件を抱え、平日の執務時間内は、弁論期日や弁論準備手続期日でびっしりと埋まっている。裁判官は、深夜まで記録の検討をしたり、休日に判決起案を行うなどして、具体的な紛争解決に支障を来さないように努めているが、必ずしも余裕がない。

- なお、過払金事件は、一般事件と比べると、和解や取下げで終局する事件が多いが、最近では、貸金業者の業績の悪化に伴って、判決で終局する事件の割合が増加するなど、その解決が徐々に困難化している。また、社会の複雑化や当事者間の価値観の対立の先鋭化等により、過払金事件以外の事件も複雑困難化・専門化している。とりわけ、大規模庁である東京地裁は、中・小規模庁と比べて、特に複雑な事件が多いため、負担感が大きい。このような現状を改善するための対応策を検討すべきではないか。

- 充実した迅速な事件処理のためには、裁判所側の充実した検討作業と当事者の迅速・的確な対応が重要である。そこで、事件の特性に応じたメリハリのある手続上の工夫や当事者の協力を前提としつつ、裁判官が腰を据えて調査・検討できる十分な時間を確保することが非常に有益である。

例えば、通常事件や長期未済になりやすい事件では、真っ向から食い違う当事者の言い分について、客観的証拠から見えてくる時系列の流れを丁寧に整理する必要があるし、判例や学説の調査も重要な作業である。特に、争点の数が多く、争点に関する間接事実や証拠も複雑な事件は長期未済になりやすいため、一定時期に、当事者の関与の下で、集中して争点整理をすることが有益だが、そのための裁判官の検討には、まとまった時間を要する。また、専門訴訟や特殊困難事件においては、事件をより正確に理解するため、その背景事情を把握する必要があるが、そのためにも、まとも

った時間が必要である。

- また、事件の複雑困難化・専門化に対応するためには、合議体による審理の活用が有効であるが、裁判長は単独事件の審理で大きな負担を負っている上、合議事件は、単独事件と比べて、1件当たりの審理に要する負担が重いため、結果的に、現状では必ずしも十分な活用が図られていない。
- このような現状を改善するためには、裁判官の手持ち事件数を減らすことが有益であり、これにより裁判官の時間を作り出すことができるとともに、より多くの事件について、合議体による充実した審理が期待できる。
- 以上のような観点から、裁判官の人的態勢の整備を検討することができないか。なお、その検討に当たっては、通常事件の適正・充実・迅速化、長期未済事件の適正・充実・迅速化、専門訴訟・特殊困難事件の適正・充実・迅速化、合議事件の適正・充実・迅速化を意識することが必要ではないか。
- 加えて、事件の急増や複雑困難化・専門化、当事者の裁判所に対する要求水準の高まりを踏まえ、国民の司法に対するニーズに応えるため、裁判官の人的態勢整備に対応して、裁判官と協働して紛争解決に当たる書記官を確保することも検討すべきではないか。
- 次に、専門的知見の取得や法的調査のための態勢に関する施策について述べると、裁判所が専門訴訟に対応するためには、専門的な知見や専門訴訟特有のノウハウが必要である。例えば、医事関係訴訟では、多数の専門用語にある程度精通するなど、医学の基礎知識を把握しておかなければ、適切な審理を行うことは難しい。そこで、専門訴訟に必要な知見やノウハウを蓄積し、専門訴訟の適正・充実・迅速化に役立てていくための態勢を拡充することは考えられないか。

また、法情報の検索・共有システムの拡充は考えられないか。

- さらに、法廷等の物的態勢に関する施策について述べると、例えば、法

廷やラウンドテーブル法廷の数には限りがあり、裁判官が使用できる曜日が限られているため、その曜日に証人、代理人、裁判所の都合が合わないと、期日が先に延びるおそれがある。また、弁論準備手続室の数も限りがあり、例えば、東京地裁通常部では、1か部に4人の裁判官が配置されている例が多いところ、1か部当たり弁論準備手続室が2室しか確保されていないため、部屋が不足するケースが頻発している。そこで、このような現状を改善するため、法廷等の整備を図ることはできないか。

また、裁判所によっては、裁判官室から法廷等が離れていたり、法廷等が手狭なところが多い。例えば、東京地裁では、裁判官室が法廷やラウンドテーブル法廷まで離れている上、エレベーターによる移動に要する時間も長いため、使い勝手が悪い。そこで、法廷等の使い勝手なしし利便性の向上を図ることはできないか。

(中尾委員)

- まず、裁判所の人的態勢に関する施策について述べると、司法制度改革審議会意見書において「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官を大幅に増員すべきである」と指摘されていることに加え、増加・多様化する事件への対応、繁忙・負担過多の軽減等の裁判官の執務環境の改善、労働審判制度など今後需要拡大が見込まれる新制度への人的態勢の拡充、裁判所支部の機能充実のための人的態勢の拡充のため、裁判官を大幅に増員する必要がある。
- 裁判官増員に向けた施策の方向性としては、中・長期的視野で大幅増員をめざした上、超・大規模庁、中・小規模庁、中規模支部、小規模支部との間において、必要性に応じた、偏りのない、バランスのとれた増員や人的配置が望ましいのではないか。また、増員のための指標の1つとされる事件数は、将来動向も加味して柔軟に測定されるべきではないか。
- 次に、専門的知見の取得や法的調査のための態勢に関する施策としては、

事件の複雑化や専門化への対応として、裁判所側の能力向上のための施策が必要である。もっとも、この点は、先端商取引被害の全国的拡大や、全国どこでも医療・建築紛争等が発生する余地があることからすると、大都市部の裁判所だけの課題ではない。また、前回の検討会でも述べたが、本庁集中部・専門部の設置拡大や支部事件の本庁集約化の方向だけを進めるのではなく、集中部・専門部が設置されていない裁判所における審理の迅速・充実化に向けた検討も必要ではないか。

さらに、具体的な施策の内容としては、合議体の拡充等を軸とする全国的な態勢の強化が、その根幹となるのではないか。

- 合議体の拡充や積極的な活用により、裁判官の執務態勢を強化するとともに、審理の迅速・充実化を図ることは極めて有用な施策であり、とりわけ、複雑、専門的な事件等の迅速・適正な解決に資すると思われる。もっとも、施策の検討に当たっては、合議事件を扱う支部の範囲拡大や、支部の合議体構成裁判官の人的態勢の拡充など、本庁だけでなく、支部における合議体の拡充も検討すべきである。

合議体の拡充のためには、構成裁判官の単独事件の負担軽減を図るための施策が同時に検討されるべきある。すなわち、裁判長、右陪席の単独事件の負担過多の軽減、とりわけ、合議体を主宰する裁判長の単独事件の負担軽減が合議の活性化にとり、不可欠といえ、それらの施策を講じるためにも、裁判官増員等の人的態勢の拡充が必要である。

- さらに、法廷等の物的態勢に関する施策について述べると、裁判所において、法廷、ラウンドテーブル法廷、弁論準備手続室、電話会議システムなど物的施設等の整備が進められているが、物的態勢の充足度は、訴訟運営等に対する影響の有無等の観点からの検証も必要であり、例えば、弁護士から法廷数の不足のため集中証拠調べ期日がなかなか入らないことなど、物的態勢の不足を指摘する声がなお根強く聞かれていることを考慮すべき

である。また、家事事件において、調停室不足のため調停期日が入りにくい、待合室の数の不足やスペースの狭さなどのため、当事者が廊下で待機したり、感情的対立のある当事者が廊下で鉢合わせすることがある、打ち合わせ用のスペースがないなどの指摘が弁護士からされていることを踏まえ、家庭裁判所の調停室、待合室等の不足を解消する施策が実施されるべきである。

(山本委員)

- 私が行った民事訴訟利用者調査では、裁判官が十分な準備をした上で、当事者の話を聴き、判決書において十分な理由を記載することが裁判所への信頼につながるという結果が出ているが、裁判官に余裕がない状況ではこのような対応は難しくなることが予想されるので、裁判官の増員は不可欠である。
- また、単独事件の中にも長期未済事件が多くあり、合議体による審理の活用が十分図られていない現状を改善するためにも、裁判官の増員は不可欠である。
- 裁判官に加えて、書記官の活用を図ることも検討することはできないか。民事訴訟利用者調査では、裁判所の印象は、書記官を含む裁判所職員の対応によって左右されるとの結果が出ており、書記官が余裕をもって職務を遂行できる態勢を整備することが必要である。また、現状の民事執行や民事保全における書記官の活用をさらにほかの民事事件にも広げるために、例えば、ドイツの制度を参考として、司法補助官制度を創設することは考えられないか。
- 判事の人数を増やすためには、弁護士任官の推進が有効であるが、現状では進んでいない。そこで、弁護士任官の足がかり等として、パートタイム裁判官が非訟事件等を担当できるようにするなど、その活用を進めることを検討できないか。

- 裁判事実に関する専門的知見は鑑定や専門委員の利用により取得することができるが、立法事実や判決の社会的影響に関する事実についても、その知見を裁判官が容易に取得することができるようにするため、裁判所が官公庁等に対して調査を求めることができれば有益である。
- 裁判官は法的調査のために多大な負担を負っているので、アメリカのロークラークを参考として、裁判官の法的調査を補助するために、調査官制度を活用することは考えられないか。

(井堀委員)

- 裁判官の人的態勢に関する施策として、今後必要な裁判官の増員の幅をどの程度と考えているのか。

(菅野審議官)

- 御指摘の点は、本件検討会における議論も踏まえて検討されることになると思われるので、裁判官の増員の必要性について、十分御議論いただきたい。

(中尾委員)

- 日弁連では、平成15年10月に、裁判官を10年間で少なくとも2300人増員し2倍にする必要があるとの意見を出してはいるが、本検討会では、増員の検討の前提となる様々な状況をみた上で、更に深化させた議論をすべきであると考えている。

(仙田委員)

- 建築関係訴訟は、今後も事件数の増加が見込まれる上、審理期間の短縮への更なる取組も必要であるので、これらに対応できる裁判官の人的態勢の整備が必要である。また、ADRの活用が進まない理由についても検討すべきではないか。

(二島委員)

- 増員の検討に当たっては、例えば、法科大学院への裁判官の教員派遣に

よる負担や、労働審判や大規模な会社更生事件等の非訟事件が増えていることなど、裁判官の訴訟事件以外の負担をも考慮すべきである。また、今後も、裁判所に求められる役割は一層大きくなるものと見込まれる。

(秋葉委員)

- 中尾委員が指摘された事件数の将来動向を検討するに当たっては、過去の事件動向を長期的なスパンでみるほか、今後の社会情勢の予測をも踏まえた実証的なデータ分析を行う必要がある。例えば、事件数の将来動向をみる上で国民の権利意識が高揚している点は重要な要素となると考えられるが、この点は、例えば、労働事件が増加していることが一つの裏付けとなるのではないか。

(山本委員)

- 例えば、我が国の労働訴訟及び行政訴訟の事件数がドイツの事件数と比べて大幅に少ないことなどからすると、我が国においては、訴訟ニーズの顕在化が進んでいないといえるのではないか。我が国の国民性の変化に伴って、今後は、訴訟事件の件数が増えることが予想される。

また、諸外国の統計をみると、弁護士数の増加と訴訟事件の増加との間には有意な相関関係があるので、我が国の事件数の将来動向をみる際は、弁護士数の増加との関係を分析するのも有益である。

(中尾委員)

- 事件数の将来動向について、実証的な裏付けを伴った分析を行う必要がある点は、同感である。また、過去の事件動向をみると、司法制度の基盤整備に伴って事件数が段階的に増えており、今後の予測としても、単純に過払金事件の減少が見込まれるからといって、事件の総数が減るとは限らない。

(菅野審議官)

- 次回以降の検討会では、これまでの施策に関するフリーディスカッション

ンを踏まえて、事務局において施策検討のための素案を作成し、これをお示しする予定であるが、その際には、御指摘のあったデータ面の裏付けも併せて検討したいと考えている。

(高橋座長)

- 施策の裏付けとなるデータ分析は、私も必要であると考えている。もっとも、諸外国のデータは、前提となる制度基盤が我が国と異なるため、これを単純に参考とするのは困難であろう。

ウ 弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策について

(秋吉委員)

- 若手弁護士の増加に伴い、若手弁護士が先輩弁護士の指導を受ける機会が減少し、実務的なスキルが不十分なまま訴訟等に関与するケースが散見される。そこで、若手弁護士のスキルアップを図るために、弁護士のOJTないし研修を充実することはできないか。
- 例えば、医事関係訴訟では、同訴訟に精通している弁護士が関与すると、争点整理においてかみ合った主張がされ、証人尋問においても的確な尋問がされるなど、専門訴訟においては、当該専門分野に長けた弁護士が関与すると訴訟の進行が円滑に進む場合が多い。そこで、弁護士の専門化のより一層の推進を図ることはできないか。
- 特に地方においては弁護士不足に伴って本人訴訟が生じている面もあり、また、大規模庁においても、筋がいいのに弁護士が就かないケースが少なくない。本人訴訟においては、弁護士が代理人として就いた事件と比べて、裁判所の手続説明や当事者の言い分の整理などに多くの負担がかかる。そこで、本人訴訟に対応するための方策として、弁護士への更なるアクセスの改善を図ることはできないか。

(中尾委員)

- 弁護士の早期介入は事件の迅速・適正な解決にとって極めて有用である

ので、訴訟事件に限らず、法的紛争全般において、市民があらゆる分野、地域で容易に弁護士にアクセスできるための施策が講じられるべきである。弁護士へのアクセスを容易にするための施策としては、現在進められている弁護士人口の増加により、人的態勢の拡充が図られているが、これに加えて、弁護士の訴訟外の活動領域を拡げることが、法的紛争の初期段階における弁護士へのアクセスを容易にすることにつながるものと考えられる。

また、弁護士へのアクセス障害は、数に起因するだけでなく、弁護士に関する情報不足に起因することが多いことから、日弁連・弁護士会による情報開示・広報の拡充が不可欠である。

さらに、あらゆる地域で弁護士へのアクセスを拡充するための施策として、日弁連・弁護士会が取り組む弁護士の過疎・偏在解消のための施策をさらに前進させ、法テラスの一層の整備・拡充をめざすことが重要である。

加えて、経済的な理由で弁護士にアクセスできない市民層に対し、例えば、民事法律扶助制度の抜本的改革や権利保護保険の拡充など、弁護士費用を援助する社会的基盤を整備する必要がある。

○ 事件の複雑化や専門化への対応能力向上は、弁護士側にも強く求められており、専門訴訟においても、裁判所・弁護士双方の的確な協働が迅速・適正な事件解決に有用である。施策の検討に当たっては、大都市部の限られた弁護士だけでなく、その他の弁護士にとっても普遍的な課題として位置づけるべきであり、具体的には、弁護士会による研修・研究会、サポート専門家とのネットワークの拡充などが考えられる。

○ 弁護士の繁忙や負担過多の軽減といった執務態勢の改善への施策としては、弁護士の人的態勢の拡充が考えられるが、この点は、近年の弁護士人口の急増により、その充足度が飛躍的に高まっている。

また、弁護士の執務形態として、多くの事件を並行処理していることや、事件当事者である依頼者との信頼関係を維持し納得を得ながら事件を処理

する必要性から、自ずと事務量が多くなる傾向がみられるが、弁護士にとってそのこと自体はやむを得ない事情といえるし、集中証拠調べに対する準備等については、多くの弁護士は、手持ち事件数に左右されることなく、適切に対応しているといえ、弁護士の執務形態に焦点を当てて施策を検討することには違和感がある。

弁護士会の会務等は、公益的活動の一環として位置づけられている上、義務化されている弁護士会も多く、弁護士業務とこうした公益的活動とをどのように調和させるかは、個々の弁護士の課題であって、それ自体は、制度的な施策を講じる対象とはいえない。

(山本委員)

- 国民の経済的格差が拡大している現状を踏まえると、資力が乏しい当事者による弁護士へのアクセスのより一層の改善が求められており、その施策として、法律扶助の更なる拡充を検討できないか。具体的には、拡充のための前提条件を整備した上で、給付制や負担金制を導入することが考えられる。
- また、弁護士へのアクセス改善の施策として、権利保護保険の普及を検討することはできないか。
- 弁護士へのアクセス改善のためには、国民が弁護士の情報へ適切にアクセスできる環境を作る必要があるが、現状では、国民に信頼できる情報が提供されていない。例えば、医療の分野における専門医認定制度のように、弁護士会が責任を持った専門認定制度を設けるなど、弁護士の専門分野が利用者から明確になる仕組みを作るべきである。
- 実情調査の結果を踏まえると、いまだ弁護士は繁忙な状況にあるので、弁護士の負担を軽減するため、弁護士事務所補助者を資格化し、弁護士との分業態勢を構築することを検討できないか。

(仙田委員)

- 国民の弁護士へのアクセスを改善するために、弁護士会において、弁護士の専門分野が利用者から明確になる仕組みを作るという施策は、国民のニーズにも沿ったものであり、私も実現すべきであると考えている。このような取組に対しては、例えば、建築の分野では、職能団体がサポートすることが可能である。また、弁護士会と建築の職能団体との連携を、地域ごとに充実させることも必要である。

(中尾委員)

- 御指摘の弁護士の専門認定制度は、弁護士会においても議論しているが、認定する分野の区分けや認定基準、更に誰が認定するのかの設定が難しいため、実現できていない。なお、この点の検討に当たっては、弁護士を選ぶ国民の側の自己責任の観点も必要ではないか。

(秋葉委員)

- 例えば、弁護士がその得意分野に関する情報を国民に提供する際、同時にその裏付けとなる取扱い件数等を示すように、弁護士会が指導することは考えられないか。

(井堀委員)

- 弁護士に関する情報が国民へ適切に提供されるように、弁護士広告の規制を利用して、弁護士会が対応することは考えられないか。また、弁護士が過去に取り扱った事件を示すことは有益ではないか。

(中尾委員)

- 現在の弁護士広告の規制では、弁護士に対して個別具体的な指導をすることは難しい。

(山本委員)

- フランスでは、弁護士会が弁護士の能力を認定する制度が設けられており、参考になるのではないか。

(二島委員)

- 御指摘の制度は、認定を受けられなかった者の取扱いに困るため、実現は難しいと思われる。

(野間委員)

- 弁護士の利用者側の視点で弁護士のホームページを見ると、弁護士事務所のホームページには、弁護士にアクセスするための必要十分な情報が盛り込まれていない。弁護士へのアクセスを改善するため、弁護士会のホームページを整備することも有益ではないか。

(中尾委員)

- 弁護士の活動は、依頼者との信頼関係が基本であるため、ホームページを利用して広く顧客を募ることがためられる場合がある。

(二島委員)

- ホームページで当事者の依頼を受けるかどうかは、法律事務所の業態による。法律事務所によっては、弁護士が多忙なため、紹介者のいない依頼は受けられないところも多い。

(仙田委員)

- 弁護士による広告は、国民に適切な情報が伝わるような内容とすべきである。

(秋葉委員)

- 実情調査では、若い弁護士のスキル不足が指摘されており、裁判の充実・迅速化にとっては、弁護士の研修やOJTの充実も重要である。

(二島委員)

- 弁護士人口の急速な増加により、従来のように、法律事務所の先輩弁護士からOJTを受けることが難しいため、課題となっている。

(高橋座長)

- 弁護士のアクセスの改善や若手弁護士のスキルアップの施策の検討は、極めて重要である。これらの施策は、例えば、アメリカのABAのような

弁護士の任意加入団体を設けて実施することも考えられないか。

(中尾委員)

- 現状でも、優秀な若手弁護士は増えており、また、法テラスにも、スキルのある志の高い若手弁護士が常勤弁護士に就任しており、若手弁護士のスキルアップの施策を検討するに当たっては、現状を十分に把握する必要がある。
- 本人訴訟の割合は、従前からそれほど変わっていないが、弁護士にアクセスできるにもかかわらず、自ら訴訟を進行したいと考える当事者の割合が増えてきている。

(高橋座長)

- 資力があるにもかかわらず弁護士を付けない当事者も多いという現状も踏まえ、我が国においても、ドイツで導入されているように、弁護士強制制度の導入を検討することも考えられるのではないか。
- また、弁護士の執務態勢の強化の観点から、山本委員が指摘した弁護士事務所補助者の活用も有益である。

エ 実情調査の結果について

本田総務局参事官から、実情調査の結果についての報告がされた。

(仙田委員)

- 実情調査において裁判所の施設を見て、法廷等の物的態勢の整備の必要性を強く感じた。例えば、高齢者等が裁判所を利用しやすくするためには、バリアフリーへの配慮が必要であるし、裁判官室から法廷等までの動線については、エレベータによる移動時間も含めて、改善が必要である。

(高橋座長)

- 物的態勢の整備の必要性は、第4回報告書でも積極的に打ち出すべきである。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第36回 平成22年7月23日（金）午後3時から

（以 上）